



2011年度 在宅福祉サービス支援 「ホームヘルプサービス活動に関する備品助成」

公益財団法人 京都新聞社会福祉事業団

京都新聞社会福祉事業団では、本年度も在宅高齢者への支援として福祉サービスを行う団体、事業所などの非営利な活動に対して備品助成を行ないます。

具体的には、車いす等の介護用品で共有できる福祉用具などの必要備品を贈呈することにより、利用者に必要な時に貸し出しをしてもらうなど、在宅高齢者の経済的負担などを軽減してもらうことを目的に行うものです。

本助成は、京都新聞紙面で掲載の「記念日おめでとう」コーナーに寄せられた企業・団体の寄付金や高齢者福祉事業のための事業協賛金などをもとに行うものです。

【対象】

京都府、滋賀県内に所在し、本助成を受けることにより、在宅の高齢者への福祉サービス支援が充実できる団体、事業所、ボランティアグループ（営利を目的とする法人が運営母体となる団体は除く）

【助成金額】

備品購入費用として、1団体10万円を限度に助成します。

- ・希望する備品が数種類ある場合は、優先順位を設定する。
- ・見積書、カタログ類を必ず添付する。
- ・助成金額を超える備品は、申請団体で自己資金を用意する。
- ・備品の購入は、助成を受けた団体で行う。

【受付期間】

3月7日（水）必着、郵送または持参してください。（ファクスでは受け付けません）

【申請方法】

所定の申請書に必要事項を記入し、活動概要や実績がわかるもの（会報、事業報告、パンフレット等）を添えて京都新聞社会福祉事業団に提出してください。

【贈呈】

2012年3月下旬に銀行振り込みで助成します。

※助成の決定は、本事業団で書類審査（必要に応じて実地調査）などを行い、可否を決定します。

※助成を受けた団体は、助成金の領収書、購入した備品の写真・領収書を提出し、3カ月後には活用内容を書面で報告していただきます。

【届け出および返還】

申請内容が変更もしくは、達成不可能になった場合は、ただちに事業団に届け出て下さい。また、贈呈後に、申請時の目的と異なって使用されたことが判明した場合、助成金額の返還を求めます。

【申請・問い合わせ先】

所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内

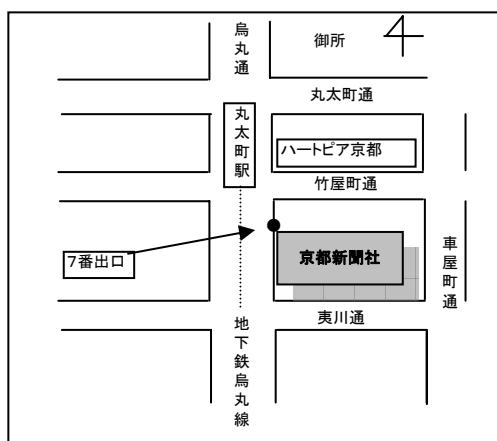
公益財団法人 京都新聞社会福祉事業団

在宅福祉サービス支援

「ホームヘルプサービス活動に関する備品助成」係

TEL075-241-6186 FAX075-222-2515

申請書を持参の方は、土・日・祝日を除く午前10時から午後5時までに京都新聞社内、福祉事業団へ



記入いただいた「個人情報」は、本来の目的のみに使用し、法令と本事業団「個人情報管理規程」に基づき管理いたします。